

平成29年玉村町議会第4回定例会会議録第4号

平成29年12月12日（火曜日）

議事日程 第4号

平成29年12月12日（火曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 開会中における所管事務調査報告
日程第 2 閉会中における所管事務調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開会中における所管事務調査報告
日程第 2 閉会中における所管事務調査の申し出
追加日程第 1 議案第60号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
追加日程第 2 議案第61号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
追加日程第 3 議案第62号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
追加日程第 4 議案第63号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第5号）
追加日程第 5 議案第64号 工事請負変更契約の締結について
追加日程第 6 議案第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
追加日程第 7 議案第66号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
追加日程第 8 議案第67号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
追加日程第 9 同意第18号 教育委員会委員の任命について
追加日程第10 同意第19号 教育委員会教育長の任命について

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	浅見武志君	10番	石川眞男君
11番	宇津木治宣君	12番	石内國雄君
13番	高橋茂樹君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	宮川清吾君
教育長	新井道憲君	総務課長	萩原正人君
経営企画課長	山口隆之君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舛田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	石関清貴君	生活環境安全課長	小林賢一君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	倉林教夫君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小坂橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	議会事務局長補佐	齋藤善彦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました 10 議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 10 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、追加 10 議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 開会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第 7 7 条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



○日程第 2 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 2、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第 7 3 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定しました。



○追加日程第 1 議案第 60 号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

○追加日程第2 議案第61号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

○追加日程第3 議案第62号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第1、議案第60号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与
条例の一部改正についてから追加日程第3、議案第62号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改
正についての3議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議案第60号から追加日程第3、議案第62号までの3議案を一括議題と
することに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） それでは、議案説明を申し上げます。

議案第60号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正、議案第61号 玉村町議会
の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び議案第62号 玉村町職員の給与に関
する条例の一部改正までの議案について一括してご説明申し上げます。

まず、議案第60号及び61号につきましては、平成29年度の人事院勧告が職員の勤勉手当を
0.1月引き上げるものであったことを踏まえ、町長、副町長、教育長及び議員の期末手当につきま
しても、勧告の趣旨を尊重し、職員同様の引き上げを行うものでございます。

また、期末手当の引き上げは、12月支給分に適用するため、当該引き上げで生ずる差額は、平成
29年12月中に支給する予定です。

なお、期末手当の引き上げに関連いたしましては、平成29年12月に引き上げる0.1月の支給
月数を平成30年の6月期、12月期とも半分に当たる0.05月として平準化するものでございま
す。

続きまして、議案第62号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げま
す。本案につきましては、平成29年度の人事院勧告に伴い、給料表及び勤勉手当の支給割合等を改
定するものでございます。

まず、第1条の改正をご説明いたします。給料表の改定につきましては、民間給与との格差を解消
するため、給料月額を平均0.2%引き上げる内容となっております。勤勉手当につきましては、民
間が公務員の支給月数を上回っていたため、それに見合うよう勤勉手当の支給月数を0.1月引き上
げ、年間4.4月とし、再任用職員にあっては0.05月引き上げ、年間2.3月とするものでござ
います。

なお、給料表の見直しについては、平成29年4月1日にさかのぼって適用し、勤勉手当についても12月支給分に適用するため、それらの差額を平成29年12月中に支給する予定です。

続きまして、第2条をご説明いたします。第2条の施行期日は、平成30年4月1日となります。内容といたしましては、第1条の改正関係でご説明いたしました勤勉手当の引き上げに関連して、平成29年12月に引き上げる0.1月、再任用職員にあっては0.05月の支給月数を6月期、12月期とも半分に当たる0.05月、再任用職員にあっては0.025月分とし、平準化するものでございます。

玉村町におきましても、これらの人事院勧告を踏まえた改正を行い、適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

追加日程第1、議案第60号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、議案第61号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、議案第62号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○追加日程第4 議案第63号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第5号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第4、議案第63号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第63号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に905万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億4,329万円とさせていただくものでございます。

補正内容につきましては、さきの議案第60号から62号でご議決いただいた条例の一部改正に係るもので、平成29年度の人事院勧告に伴う特別職及び議員の期末手当並びに職員の給料月額及び勤勉手当の引き上げによる追加でございます。

なお、これらの財源につきましては、繰越金を充てさせていただきます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第5 議案第64号 工事請負変更契約の締結について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第5、議案第64号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第64号 工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

既に12月4日の本会議において、玉村町文化センター外壁改修工事の変更契約に係る補正予算をご議決いただきましたが、本案はその変更契約の締結についての議案となります。本工事につきましては、平成6年に建設された玉村町文化センターの外壁を改修するもので、平成29年9月14日の議決を経て、玉村町大字福島45番地の2、田中建設株式会社玉村支店、取締役、玉村支店長、田中克宗が、消費税込み4,633万2,000円で契約しております。

変更理由といたしましては、当初の設計数量から比較し、タイル浮き部分が多く確認され、施工箇所に変更が生じました。このことにより、変更増金額が税込み883万4,400円となり、変更後の契約金額は、税込み5,516万6,400円となりました。そして、平成29年12月5日に建設工事変更請負仮契約を締結いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第6 議案第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○追加日程第7 議案第66号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○追加日程第8 議案第67号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第6、議案第65号 和解及び損害賠償の額を定めることに

ついでから追加日程第8、議案第67号 和解及び損害賠償の額を定めることについての3議案を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第6、議案第65号から追加日程第8、議案第67号の3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第65号から議案第67号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、一括してご説明申し上げます。

本案3件につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めるため、議決を求めるものでございます。

事故の発生場所、時間及び事故状況ですが、3件とも玉村町大字上飯島262番地1先の町道217号線路上で、平成29年10月29日、午後7時30分から午後9時の間に、台風22号による大雨の際、道路上に発生した穴により、タイヤ及びホイールが破損した事故であります。

当時は夜間の上、台風による雨で視界も悪く、穴にも水がたまっていたため、穴の目視が困難な状況でありました。

議案第65号につきましては、車両左側前後輪のタイヤ修理費用として、損害賠償金1万5,861円を支払い、示談し和解するものであります。

議案第66号につきましては、車両左側前輪のタイヤ修理費用として、損害賠償金7,987円を支払い、示談し和解するものであります。

議案第67号につきましては、車両左側前後輪のタイヤ及びホイール、右側後輪タイヤの修理費用として、損害賠償金21万8,382円を支払い、示談し和解するものであります。破損していない右側後輪のタイヤを交換しなければならない理由としては、左右のタイヤの溝が均等でないと警告灯が点灯し、走行に支障が生じてしまうことから交換するものです。対象修理費用としては、タイヤの購入価格から減価償却した残存価格に過失割合を乗じた金額となります。

なお、3件の損害賠償額につきましては、町が加入している保険で全額補填されることとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

追加日程第6、議案第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第7、議案第66号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第8、議案第67号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、これより本案に対する質疑を求めます。

5番渡邊俊彦議員。

[5番 渡邊俊彦君発言]

◇5番(渡邊俊彦君) 65号、66号と比較しますと、この67号については金額が随分多いような気がします。4本のタイヤを仮に交換したとして、1本5万円より余計な金額になると思いますし、先ほどの説明ですと、バランスが悪くていろいろ安全装置や何かが働いてしまうという話ですが、仮に前輪2本だとすれば2本で済むのではないかと。後輪2本だとすれば後輪2本で済むのではないかと。という気もしますが、その辺の説明と、この車両は何だったか、参考までに教えていただければありがたいですが。

◇議長(高橋茂樹君) 都市建設課長。

[都市建設課長 高橋 茂君発言]

◇都市建設課長(高橋 茂君) この警報なのですけれども、左右の車が同時に同じ回転数でいけばいいのですけれども、片方を新品のタイヤにしますと、回転数がずれて警報が鳴るという車で、車種はBMWなのですけれども、こちらについては保険会社とも話したのですけれども、やはり回転数が合わなくて警報が鳴るとなると、警報を解除、ずっと警報が鳴ったまま走っているわけにはいきませんので、その警報を解除するためには、やむを得ずそういったことも保険の対象でということで、今回そういった対応で金額も上がっております。

◇議長(高橋茂樹君) 5番渡邊俊彦議員。

[5番 渡邊俊彦君発言]

◇5番(渡邊俊彦君) そうすると前後輪とも破損したということで、それで4本になったということですか。

◇議長(高橋茂樹君) 都市建設課長。

[都市建設課長 高橋 茂君発言]

◇都市建設課長(高橋 茂君) 恐らくFFの車だと思います。前輪で駆動しているので、そこでセンサーで回転を合わせているので、右側は穴に落ちていないのですけれども、右側のタイヤも交換という形です。

◇議長(高橋茂樹君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第9 同意第18号 教育委員会委員の任命について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第9、同意第18号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第18号 教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。

現在教育委員であります井上一男様は、12月13日をもちまして任期満了を迎えます。井上様には、8年間教育行政のみならず、町政全般にわたり大変ご尽力をいただき、町の発展に寄与されましたこと、この場をおかりして厚く御礼申し上げます。

このため本案は、井上様の後任に玉村町大字上福島756番地2にお住まいの田中美鶴様を任命いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

田中様の経歴をご紹介します。田中様は、玉村町の小中学校を卒業し、平成7年に新島学園短期大学国際文化学科を卒業、就職後結婚されました。現在子育ての傍ら、接骨院を開業しております。ご主人の事務補助をしながら、中学校のPTA役員として活躍されております。また、趣味では、毎週ヨガやピラティスなどで体を動かし、健康の維持増進に努めているとのことでございます。

田中様は、自分でできることは自分で、自分で考え、行動できる人という考えをお持ちであり、教育委員として適任であると考えております。

なお、平成20年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、現に教育を受けている子供を持つ保護者を教育委員に含めることが義務化されており、田中様におかれましては、小中学校にお子さんが在籍されておりますことを申し添えます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

◇

○教育委員会委員挨拶

◇議長（高橋茂樹君） ただいま教育委員会委員の任命に同意されました田中美鶴氏が議場に見えておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと思ひます。

〔教育委員会委員 田中美鶴君登壇〕

◇教育委員会委員（田中美鶴君） 議会の皆様方の温かいご賛同を得まして、教育委員に就任することになりました大字上福島756番地の2、田中美鶴でございます。

ご同意いただきましたことに対しまして心より感謝申し上げますとともに、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。少子化の進展、価値観の多様化などで社会情勢が著しく変化する中で、日本の教育制度はさまざまな角度から見直しが進められており、次の世代を担う子供たちをどう育てていけばよいか、教育のあり方が問われ続けております。

私といたしましては、微力ではございますが、最善の努力を傾注して、この課題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも皆様方の格段のご教示、ご指導を賜りますよう心よりお願い申し上げます。言葉整いませんが、お礼のご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

◇議長（高橋茂樹君） 田中美鶴氏には、教育委員会委員として玉村町の教育行政のために大いに活躍されますようご期待申し上げます。本日は、お忙しいところご苦労さまでした。



◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 分休憩

午後 3 時 2 分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。



○追加日程第 10 号 同意第 19 号 教育委員会教育長の任命について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第 10、同意第 19 号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第 19 号 教育委員会教育長の任命について提案説明を申し上げます。

教育長であります新井道憲氏は、本年 12 月 23 日をもちまして、その任期が満了となります。新井氏におかれましては、2 期 8 年の長きにわたり、教育行政のみならず、町政全般において大変ご尽力をいただき、町の発展に貢献されましたこと、この場をかりて厚く御礼申し上げます。

このため本案は、後任の教育委員会教育長に前橋市箱田町 1392 番地 8 にお住まいの角田博之様を任命したく、ご提案させていただくものでございます。

角田様の経歴につきましては、玉村町の小中学校を卒業し、昭和 54 年に早稲田大学第一文学部を卒業後、桐生市梅田中学校に赴任し、その後、前橋市立二之宮小学校、前橋市立東中学校、群馬大学附属中学校に勤務し、群馬県教育委員会中部教育事務所指導主事、群馬県教育委員会学校指導課・義務教育課指導主事、指導係長を経て、平成 17 年には群馬県立中央中等教育学校副校長、平成 19 年には再び群馬県教育委員会へ戻られて、群馬県総合教育センターで次長兼義務教育研究係長、平成 22 年からは玉村中学校長として勤務され、平成 25 年度には、群馬県中学校校長会理事を務められました。平成 28 年に定年により退職されておりますが、その後も玉村町教育研究所適応指導教室・教育相談室の教育相談員として活躍されております。

教育現場と行政の双方を経験され、教育全般にわたり精通しており、角田様は、教育長として適任であると考えておりますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時7分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

◇

○新教育長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） ただいま教育委員会教育長の任命に同意されました角田博之氏が議場に見えておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと思っております。

〔角田博之君登壇〕

◇角田博之君 失礼いたします。角田博之と申します。議会の皆様のご賛同を得まして、教育長に就任することとなりました。生まれ育った玉村町の教育の一端を担いますことは、この上なく光栄であり、ご同意いただきましたことに心より深く感謝を申し上げます。

皆様ご案内のように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月1日より施行となっております。いわゆる新教育委員会制度における教育長ということで、その職責の重さを痛感し、まさに身の引き締まる思いでございます。

私は、教育とは、理想を追求する営みであると考えております。その理想に迫るためには、前例にとらわれることなく、教育の原点を見詰め、教育の本質を見きわめた改革が必要であります。改革に

は困難を伴うのが常ですが、私は誠意と熱意と、そして覚悟を持ってそれらの困難を乗り越えてまい
る所存でございます。議会の皆様には、重ねて感謝申し上げますとともに、皆様のご指導を仰ぎなが
ら、真摯に、誠心誠意職務に専念することをお誓い申し上げ、言葉整いませんが、お礼のご挨拶とさ
せていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

◇議長（高橋茂樹君） 角田博之氏には、教育委員会教育長として玉村町の教育行政全般にわたり、
大いに活躍されますようご期待申し上げます。今日は、お忙しいところご苦勞さまでした。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 0 分休憩

午後 3 時 1 0 分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第 4 5 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その
他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 1 2 月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本定例会は、1 2 月 4 日に開会され、本日までの 9 日間、議員の皆様方には慎重にご審議をいた
だきまして、まことにありがとうございました。追加議案を含む 1 9 議案全てにご議決、ご同意いた
だきまして厚く感謝申し上げます。また、一般質問においては、1 0 名の皆様からご質問がございま
した。議案審議や一般質問の中でご指摘、ご提言いただきましたことは十分尊重し、研究を重ねていき
たいと考えております。

さて、現在、平成 3 0 年度の予算編成に当たり、予算編成方針に基づき歳入歳出両面の見直しに取

り組んでおります。財政運営は厳しい状況が続いておりますが、事業の緊急度や優先度を考慮しつつ、限られた財源や人員の中でも最大の効果が得られるよう、継続的、有効性のある施策を計画し、実施に努めてまいりたいと考えております。

また、今期任期満了を迎えられます井上教育委員並びに新井教育長におかれましては、ともに2期8年間にわたり、町の教育行政にご尽力をいただきましたことを改めて感謝申し上げます。退任後もお体には十分留意され、これまでの行政経験を生かし、町政各般にご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、これから寒さがますます厳しくなり、本格的な冬を迎えますが、議員の皆様方には健康に十分留意され、すがすがしい新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。



○教育長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 次に、教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

◇教育長（新井道憲君） ただいま議長から発言の機会をいただきましたので、この場をおかりして一言御礼の挨拶を申し上げます。

平成21年12月24日より、2期8年にわたる玉村町教育委員会教育長としての任務を、来る12月23日をもって終わる運びになりました。本日まで何とか教育長として職務を遂行できたのも、ここにおいでの方の議員の皆さん、そして町長を初めとする役場職員の皆さんのご支援、ご協力があったればこそと実感しているところであります。心より感謝と御礼を申し上げます。

今回、初めて定年退職後であります。私の生まれ育った玉村町で教育長として働く機会を与えられたわけではありますが、その8年の中で特に感じたこと、ちょっと紹介させていただきたいと思っております。その一つが人とのかかわり、触れ合いが全ての基本だということでもあります。赴任当初は、事務所も違いまして、知人も少なく、どうなるかという思いもありました。そういう中で、玉村町生まれの玉村育ちということ胸に、一つ一つ重ねる中で、意思の疎通が図られるようになったというふうに思います。まさに人に支えられ、人に生かされた8年間というふうに実感しているところであります。

もう一つは、やはり「今までこうだったから」という発想から、「今までこうだったけれども」という発想の転換が新たな視点を生み、新たな力になるということ学んだわけでもあります。今、目の前にいる子供たちが、「あなたの住んでいる玉村町とはどんなところ」、「あなたの通っている学校はどんな学校」と聞かれたとき、そんな質問に自信を持って答えられる子供たちを育てるために、やはり変化に敏感に、そして今までにとらわれない前向きに取り組む必要があるというふうに感じたわ

けであります。そのための発想の転換が大事と思いました。要は、こうだったからでなくて、こうだったけれどもへという発想の転換だと思います。

そのほかにもいろいろ8年間の間に、教育長として、教育長という職を通しながら、生涯学習の成果として、今の2点を今後も大切にしていきたいというふうに考えているところであります。

終わりになりますが、今後ますますの玉村町の充実、発展と、そして玉村町の未来を担う子供たちの健やかな成長を心よりご祈念申し上げまして、退任を前にした私の挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）



○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成29年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月4日に開会し、本日までの9日間にわたり、条例の一部改正あるいは平成29年度の一般会計や特別会計の補正予算、当町の教育行政にかかわる重要な人事案件等の議題が慎重に審議されました。また、一般質問においては10人の議員がさまざまな観点から町政をたずねなど、まことに意義のある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

執行当局には、議案審議や一般質問等の際に議員からありました意見や提言等を町民の声として十分に考慮していただき、今後の行政運営に反映されますよう強く求めるものであります。

今定例会を最後に退任される新井教育長におかれましては、2期8年間にわたり、玉村町の教育行政全般にご尽力をいただき、改めて感謝を申し上げます。今後も町政にご指導いただきますよう心からお願い申し上げます。

結びに当たり、来るべき平成30年が玉村町にとりまして、さらに飛躍、発展する輝かしい年となることを願うとともに、議員各位並びに町長を初め執行各位におかれましては、これから年末に向け何かと気ぜわしい時期を迎えますが、健康には十分留意され、すがすがしい新年が迎えられることを心から祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） これをもちまして、平成29年玉村町議会第4回定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時21分閉会